

市民後見人No.33

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.43)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会
東京都品川区小山5-16-9 睦荘101号室

TEL : 03-3786-6321 (通話専用です／事務所不在時は、転送電話になり対応します)

FAX : 03-3786-6326 (24時間ファックス対応専用です)

MAIL : info@shimin-kouken.net ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

■品川区八潮地区に新事務所を■

新事務所の場所を検討してきた理事会は、品川区が旧八潮南小学校跡地(同区八潮5-9-11)に区民活動交流施設をオープンさせるのに伴い、この施設に入居する方針を決めこのほど区に申込をした。

区は、この施設に「区内で地域課題や社会的問題解決のために活動している非営利団体に、活動拠点となる事務室機能を備えた部屋を提供することによって、区民による区民のための多様な公益活動の活性化を目指す」目的で1ブース(約30㎡・使用料・月額1万円)の活動拠点室を8ブース設置することになった。申込締切は、11月19日で審査の末12月中旬に使用団体が決定する。

運良く認められれば、来年2月から使用開始となる。期待しましょう。

■業務説明会に9人■

交流を含めた業務説明会を11月9日(火)13時半から、品川区社会福祉協議会会議室で行ない、同区内会員7人、区外会員2人が集まり、約2時間交流を深めました。

意見交換の中で、後見業務担当会員の一人は、「養成講座を受けてもピンとこなかったことが、実際にやってみて分かるようになってきた。目が開けた」と話していました。

さらに、「再研修をもっとやってほしい」「品川区外会員が住む地域の対策が必要」といった趣旨の要望も寄せられました。こうした声について現在、事務局体制が弱いことや、まず後見活動の体制作りを重点を置いているためすぐには行きませんが、理事会で検討し提示して行きたいと思えます。

また、月1回程度、会員が自由に集える「会員サロン」も設定したいと思えます。決まり次第、ご連絡します。

■会費未納会員へ■

平成22年度年会費(3000円)の未納会員は、至急、下記へお振込みください。

みずほ銀行荏原支店 普通口座1086153

特定非営利活動法人市民後見人の会(トク化イリカド ウカゾ ソミンコウケンニカイ)

(文責・古賀) 止